

令和2年8月21日

各位

国内競技規則（モトクロス）の表記追加・修正について

MFJ モトクロス委員会にて審議された結果、下記の表記追加・修正が承認されました。

2020年度 MFJ 国内競技規則書 付則 15 モトクロス競技規則 に下記を追記

「競技中のライダーとの交信」

競技中（※）のライダーとの電波を発する機器（無線機・携帯電話・ブルートゥース等）による通信は禁止する。

※「競技中」とは、公式練習・フリープラクティスおよび予選・決勝のグリッドインからレース終了までを指す。

解説

付則 17 モトクロス基本仕様⁶テレメトリーの規則により、競技中のマシンへの伝達ならびにライダーへの伝達はすべて禁止されているが、「マシンへの規制のみでありライダー自身との交信は適用外」と、誤解する問い合わせが多かったため、上記をモトクロス競技規則（モトクロス公認競技会すべてに適用）に追記し、よりわかりやすくした。

2020年度 MFJ 国内競技規則書 付則 18-2 50cc クラスの仕様について の下記を修正

4-1 タイヤ（フロント／リヤ）

4-1-1 ~~ただし、タイヤサイズは公認車両のホイールに装着できるものでなければならない。~~

サイズならびに使用ブランド（タイヤメーカー）は自由とするが、当該車両のメーカー製造状態で取り付けられているホイールを改造・変更せずに装着できるものであること。

解説

ホイールのインチアップや変更・改造は規則上できない。メーカー製造状態で取り付けられているホイールに装着できるタイヤであれば使用できることを、よりわかりやすくした。

◎ 本規則の追加・修正は、2020年8月21日より適用となります。

以上

一般財団法人 日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）

モトクロス委員会

委員長 百井 明